ACSES ニュースレター_２３２１号（2022 年 5 月 26 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（24 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇食中毒の家族４人、「ノビル」そっくりの有毒植物「タマスダレ」食べる…交ざって自生　天ぷらにして嘔吐〈新聞報道〉
◇【韓国】「１０キロ先で振動、地震かと思った」…「死傷者１０人Ｓ－ＯＩＬ」外資系初の重大災害処罰法調査〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・三菱電機 新たに 101 件の検査不正 兵庫や愛知など全国 15 拠点で〈放送報道〉／三菱電機、新たに 101 件の不正発覚　管理職が指示していたケースも〈新聞報道〉／品質不正、１４８件に拡大　国内拠点の７割、一部は今月まで―三菱電機〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・投てき消火用具の販売事業者 5 社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉／「投げ込むだけで消火」根拠なし　メーカー５社に措置命令―消費者庁〈Web 報道〉
・老朽インフラ、潜むリスク　愛知漏水で電力供給 1～2 割減〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大震災対策]
・首都直下地震の新たな被害想定、都内で死者6100人　10年前の3割減に〈新聞報道〉／東京の弱点は「木密」　首都直下地震、燃えやすく・倒壊しやすく…／首都直下被害想定、タワマンが新たな課題…エレベーター停止時の救出難しく〈新聞報道〉
[福島原発事故]
・東京電力が福島第一原発“処理水”の放出関連設備を来月着工へ〈放送報道〉
[原子力施設全般]
・原子力規制委、原電本店立ち入り　敦賀原発の審査中断後2回目〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
〇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第 197 号）〈官報〉
〇予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 88 号）〈官報〉
◇マスク
・登下校はマスクなしで　文部科学省が通知〈Web 報道〉
◇マスコミ報道　見出し
[3] 環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報（2022 年 4 月分）を更新しました〈産業環境管理協会〉
[4] 農薬
◇農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価を公表しました〈内閣府食品安全委員会〉
[5] 食品安全衛生関係

山法師（山帽子、ヤマボウシ）

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（ウニコナゾールＰ、オキサチアピプロリン、カズサホス、ピリベンカルブ、フェナザキン、ブロフラニリド、ペンディメタリン）［令和４年５月 20 日生食発 0520 第１号］〈厚生労働省〉

◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉

［6］解説動画サービス

◇初心者向け GHS コンテンツとして、GHS と SDS・ラベルの関係性を解説した導入動画を NITE official チャンネルにて公開いたしました。〈製品評価技術基盤機構〉

◇GHS をご存知ない方もご理解いただけるように簡単な解説動画を作成しました。 ○GHS 学習コンテンツ＜製品評価技術基盤機構＞

［7］調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　１件　　［公募結果、意見募集結果］　２件　　［調査実施］　１件　　［統計資料］　１件

［8］その他省庁発表

◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（法律第 51 号）〈官報〉

◇その他　１件

［9］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　２件　　［関連講演会、講習会の開催案内］　１件

［10］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：１件

［付録］

◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（法律第 51 号）〈官報〉

◇「復興のために学問を」　オンライン講義を再開したキーウの大学〈新聞報道〉

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇食中毒の家族４人、「ノビル」そっくりの有毒植物「タマスダレ」食べる…交ざって自生　天ぷらにして嘔吐

＜埼玉新聞　2022 年５月 25 日＞　https://www.saitama-np.co.jp/news/2022/05/25/05_.html

埼玉県は２４日、狭山保健所管内に住む１０～４０代の家族男女４人が、有毒植物「タマスダレ」を食べて食中毒を起こしたと発表した。家族が自宅付近の土手で採った野草「ノビル」に交ざっていたとみられ、現在は全員回復している。

県食品安全課によると、家族は２０日午後６～７時ごろ、採取した野草を天ぷらに調理し、同居家族６人で食べた。うち４人が吐き気や嘔吐（おうと）の症状を起こした。２１日に受診した医療機関から「持参した残品を確認したところ、ノビルに交ざってタマスダレとみられる野草があった」と連絡があり、狭山保健所が調べたところ、タマスダレによる症状と一致した。

タマスダレはノビルと判別がつきにくく、交ざって自生していたとみられている。同課は「判別できない植物は『採らない、食べない、売らない、人にあげない』を徹底してほしい」と呼びかけている。

◇【韓国】「１０キロ先で振動、地震かと思った」…「死傷者１０人Ｓ－ＯＩＬ」外資系初の重大災害処罰法調査

＜中央日報　2022 年 5 月 20 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/07b1f993bf58fabcf015216a9e22ab6debac6734

２０日午前、蔚山蔚州郡（ウルサン・ウルチュグン）Ｓ－ＯＩＬ（エスオイル）温山（オンサン）工場。消防当局が前日火災が発生した作業場内の残火を整理するために消火活動をしていた。爆発当時の衝撃で付近の福祉教育施設の窓はほぼ割れ、窓越しに一部天井が落ちた館内部が見えた。

前日午後８時５１分ごろ、温山工場では耳をつんざくような轟音と振動を伴った爆発が発生して高さ数十メートルの火柱が立ち上がった。Ｓ－ＯＩＬから１０キロメートル余り離れた地点まで振動が伝えられながら一部のマンションでは「地震だ」と言って住民が飛び出す騒ぎも広がった。今回の火災で当時作業中だった職員など１０人の死傷者が発生した。死亡１人、重傷４人、軽傷５人だ。

消防当局とＳ－ＯＩＬによると、火災はＳ－ＯＩＬアルキレーション（ガソリンのオクタン価を高める添加剤）抽出工程中、Ｃ４コンプレッサー後段のバルブ整備過程で発生した。消防当局は非常対応２段階（全３段階）を発令し、消防隊員２９８人、消防車５６台を投じて消火活動にあたった。この日午前１２時現在、主火力を制圧した状態で消防当局はタンク内部の可燃性ガスがすべて抜けるように措置を取った。

Ｓ－ＯＩＬ側はこの日午前１１時、記者会見を行って「火災事故で亡くなった故人に深い哀悼と謝罪を申し上げる」と明らかにした。Ｓ－ＯＩＬのフセイン・アル・カタニ（Ｈｕｓｓａｉｎ　Ａｌ－Ｑａｈｔａｎｉ）代表理事は「遺族の方に対しても頭を下げて謝罪申し上げる」とし「負傷に遭われた作業者の皆さんと今般の事故でご心配をおかけした周辺地域の住民の皆さんにも謝罪する」と述べた。

カタニ氏はまた「我々Ｓ－ＯＩＬは責任感の重さを痛感し、事故の収拾と正確な原因糾明のために関係当局に最大限協力する」とし「今回の事故による被害が最小化されるように最善の努力を尽くす」とした。

Ｓ－ＯＩＬ側は事故が発生した工場施設に対して事故原因が明らかになって再発防止対策が用意されるまで運営を中断することにした。また、この期間に石油製品の内需供給に支障がないように対策を講じる方針だ。

雇用労働部は今回の事故に関連して重大災害処罰法違反がなかったか調査を進めている。また事故が発生したＳ－ＯＩＬアルキレーション抽出工程に対して作業中止命令を下し、安全のために追加作業に対する中止命令も検討中だ。雇用労働部関係者は「産業災害収拾本部を構成して関連法違反を調査中」と明らかにした。

５０人以上の事業場であるＳ－ＯＩＬはサウジアラビア企業アラムコが最大株主の外資系企業だ。外資系企業が重大災害処罰法で調査を受けるのは今回が初めてだ。

１月２７日に施行された重大災害処罰法は常時勤労者５０人以上〔建設業は工事金額５０億ウォン（約５億円）以上〕の事業場で労働者死亡など重大産業災害が発生すれば事故防止義務を果たさなかった事業主・経営責任者を処罰することができるように規定している。今回の事故で負傷及び死亡した職員の所属はＳ－ＯＩＬ５人、協力会社４人、警備会社１人などだ。

警察はＳ－ＯＩＬ蔚山工場の爆発・火災事故捜査専門担当チームを編成して業務上過失致死傷容疑などに対して捜査する方針だ。蔚山警察庁関係者は「鎮火後、現場の安全診断などを経て火災原因の把握に出る計画」としながら「来週中に国立科学捜査研究院と現場の合同鑑識ができるだろう」と説明した。

◇その他の事故、事件

・三菱電機 新たに 101 件の検査不正 兵庫や愛知など全国 15 拠点で

＜NHK　2022 年 5 月 25 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220525/k10013642651000.html

国内の複数の工場で製品の検査不正が明らかになっている三菱電機は、兵庫県や愛知県の工場など全国 15 の拠点で、新たに 101 件の不正があったと明らかにしました。国内にある拠点のおよそ 7 割で不正が発覚した形です。

三菱電機の漆間啓社長は、101 件の新たな不正が明らかになったことを受けて、25 日夕方、会見を開き「一連の不適切行為でお客さまや関係者の皆さまに多大なるご心配、ご迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上げます。会社として調査活動に全面協力して、不適切行為の全容解明に向けて総力をあげて取り組んでいきたい」と述べ、陳謝しました。

三菱電機は、去年明らかになった製品の検査不正をきっかけに、弁護士などでつくる委員会が国内すべての拠点

を対象に調査を行っていて、25 日、新たな報告書を公表しました。
過去 2 回の報告書では、6 つの拠点で合わせて 47 件の不正が明らかになっていますが、今回、新たに 15 の拠点で 101 件の不正があったと指摘しました。
このうち、兵庫県の伊丹製作所では、遅くとも 50 年前の 1972 年ごろから、鉄道車両に使われる製品の振動試験を一部行わず、うその書類を作成して顧客に提出するなど 19 件の不正があったとしています。
愛知県の稲沢製作所では、2018 年 12 月より前に出荷したアメリカ向けのエレベーターの部品で、電圧に関する試験を実施していないなど 10 件の不正があったとしています。
さらに兵庫県の姫路製作所では、今月まで不正を行っていたということです。
このほかの不正も、大半は顧客から求められていた試験を一部で実施していなかったり、試験の書類にうその数値を記載するなどしていて、調査委員会は納期に間に合わせようとしたり、コストを下げようとしたりしたことが要因だと指摘しています。
三菱電機には国内に 22 の拠点があり、今回はこのうちの 7 割で不正が発覚した形です。
調査委員会によりますと、これまでに明らかになった不正を含めた 148 件のうち、およそ 4 割にあたる 66 件は、意図的に不正を行う悪質な事例だったということです。
調査委員会には、これまでに調査が必要だという社内からの報告などがおよそ 2300 件寄せられ、これまでにおよそ 8 割に当たる 1900 件余りの調査を終えたとしています。
委員会は残りの調査を続けて、さらに詳しい実態を明らかにする方針です。

調査委 委員長「経営陣の責任は重い」

今回、新たに発覚した不正について、調査委員会の委員長を務める木目田裕弁護士は「どこの製作所でも、不正を報告しない『言ったもん負け』の雰囲気があったと従業員が指摘している。ミドルクラスが、しっかり機能する組織や経営風土を作ってこなかった経営陣の責任は重い」と厳しく指摘しました。
そのうえで、今後の調査について「多くの製作所で不正が発生しているのは、会社全体として共通する問題があったと考えている。最終報告に向けて、原因、背景のさらなる深掘りをしたい」と述べました。

不正が発覚した拠点

三菱電機で今回、新たに不正が発覚した拠点は、
▼名古屋市などにある名古屋製作所で 7 件、
▼愛知県稲沢市にある稲沢製作所で 10 件、
▼岐阜県中津川市の中津川製作所で 1 件、
▼和歌山市の冷熱システム製作所で 2 件、
▼神戸市の神戸製作所で 9 件、
▼兵庫県尼崎市の伊丹製作所で 19 件、コミュニケーション・ネットワーク製作所で 4 件、系統変電システム製作所で 4 件、
▼兵庫県姫路市の姫路製作所で 4 件、
▼兵庫県三田市の三田製作所で 32 件、
▼香川県丸亀市の受配電システム製作所で 4 件、
▼広島県福山市の福山製作所で 1 件、
▼福岡県などにあるパワーデバイス製作所で 1 件、
▼長崎県時津町の長崎製作所で 1 件、
▼神戸市などにある電力システム製作所で 2 件となっています。

・三菱電機、新たに 101 件の不正発覚　管理職が指示していたケースも
＜朝日新聞　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ5T5JJ6Q5TULFA009.html

・品質不正、１４８件に拡大　国内拠点の７割、一部は今月まで―三菱電機
＜時事ドットコム　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022052500873&g=eco
---

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・投てき消火用具の販売事業者５社に対する景品表示法に基づく措置命令について

＜消費者庁　2022 年５月 25 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028791/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_cms209_220525_01.pdf

消費者庁は、令和４年５月 24 日及び同月 25 日、投てき消火用具の販売事業者５社に対し、５社が供給する投てき消火用具に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第５条第１号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第７条第１項の規定に基づき、措置命令を行いました。

・「投げ込むだけで消火」根拠なし　メーカー５社に措置命令―消費者庁

＜時事ドットコム　2022 年５月 25 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022052501068&g=soc

「投げ込むだけで消火」など根拠のない表示で消火用具を販売したとして、消費者庁は２５日、製造販売「ファイテック」(愛知県大口町) など５社に、景品表示法違反（優良誤認）で再発防止を求める措置命令を出したと発表した。

他の４社は、「栄徳」(愛知県西尾市)、「エビス総研」(東京都中央区)、「ボネックス」(埼玉県新座市)、「メディプラン」(岡山市)。

同庁によると、対象は５社が販売するプラスチック製の消火用具１１商品。いずれも火元に投げ込むと容器が割れ、中から消火剤が流れ出るとされる。

５社は商品パッケージや通販サイトなどで、商品１個を投げ込めば天井に届くような火を消すことができるなどとうたっていた。しかし、同庁が根拠となる資料を求めたところ、試験映像などは提出されたが、合理的な根拠を示すとは認められなかったという。

５社は取材に対し、「真摯（しんし）に受け止めている」などとコメントした。

・老朽インフラ、潜むリスク　愛知漏水で電力供給1～2割減

＜日経新聞　2022 年５月 25 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA241EY0U2A520C2000000/

老いるインフラが社会を揺らしている。愛知県の取水施設での大規模な漏水から１週間がたつが、企業には工業用水の使用量を従来の３割以下に抑える要請が続く。25 日からは火力発電所が停止し、影響が大きくなってきた。工業や農業に使う水利施設は５割以上が耐用年数を超える。事故が起きてからの後追いの対応ではなく、適切な管理体制の構築が求められる。

愛知の漏水現場では、仮設ポンプで水をくみあげる応急措置がとられて...

□大災害、原発事故対策

[大震災対策]

・首都直下地震の新たな被害想定、都内で死者 6100 人　10 年前の３割減に

＜毎日新聞　2022 年５月 25 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220525/k00/00m/040/055000c

東京都防災会議は 25 日、首都直下地震が起きた際の被害想定を 10 年ぶりに改定した。都心南部を震源とするマグニチュード (M) ７・3、最大震度７の地震（都心南部直下地震）が起きた場合、揺れや火災により都内で最大約 6100 人が死亡し、約 19 万 4400 棟の建物被害が出ると推計している。被害の想定はいずれも前回 2012 年の最大被害想定の予測値を３割下回った。有識者は、建物の耐震化などの対策が進んだためとしており、都はさらに被害を軽減させるために地域防災計画の見直しを進める。

都防災会議は、震源が異なる地震を想定して被害をシミュレーションした。最も被害が大きいのは都心南部直下地震で、今後 30 年以内に 70%の確率で起こると予想している。この地震が起きた場合、23 区の約６割で震度６強以上の揺れがあるとされる。都は今回の想定で、首都直下地震の対策にあたって政府の中央防災会議が主な震源とみているプレート内の都心南部に足並みをそろえた。

また、都心南部直下地震と同様の確率で起こる可能性がある多摩東部直下地震（M7・3）では、都内で約 5000 人が死亡すると推計。首都直下型ではなく海溝型の南海トラフ巨大地震（M9 クラス）があった場合、揺れによる被害はほぼ発生しないものの、津波が起き、23 区の沿岸部では２メートル以上、島しょ部の式根島では最大約 28

メートルが観測されると予測している。

被害想定の報告書では、復旧過程で起こるリスクを時系列でまとめた「災害シナリオ」を新たに示し、備えを呼びかけた。高齢者や既往症がある人らが避難所など慣れない環境での生活で体調を崩し、死亡する震災関連死の危険性についても言及した。

報告書を取りまとめた専門家は、消防団や自主防災組織の組織率が低下し、社会構造の変化が災害対応上のリスクとなっていると危惧。専門家は「高齢者は出火しやすい木造家屋で独居し、若い世代はエレベーターが止まりやすい高層マンションに住むなど、世代ごとに特有のリスクが生じている」と指摘している。

都は 12 年 4 月、プレート境界にある東京湾北部を震源とする M7・3 の直下型地震を想定し、死者約 9600 人、建物被害約 30 万 4300 棟との予測値を公表していた。都総務局は、今回の人的被害や建物被害の最大想定が当時から 3～4 割減少した理由について、住宅耐震化率が 10 年の 81・2%から 20 年には 92%まで上昇したこと、火災が広がる恐れがある木造密集地域の不燃化が進んだことが要因と分析している。

一方、都は 12 年の地域防災計画で、同年からの 10 年間で死者を約 6000 人、建物被害を約 20 万棟それぞれ減らす「減災目標」を設定していた。今回は前回の想定と比べ、死者は約 3500 人、建物被害は約 11 万棟減る想定となっているが、減災目標には達していない。都はこれまでの対策の有効性を改めて検証しながら地域防災計画の改定を進め、22 年度中に素案を取りまとめる。

都防災会議の地震部会長として被害想定を取りまとめた平田直・東大名誉教授（地震学）は、想定死者数について「10 年前の想定より減ったのは社会が努力した結果だが、まだ弱点はある。都民一人一人に身の回りの安全を確保する努力を続けてもらいたい」と呼びかけている。

首都直下地震

東京都や神奈川、埼玉、千葉各県など首都圏周辺で起きる、プレートの境界や内部を震源とするマグニチュード（M）7 級の地震。政府の中央防災会議は発生場所別に 19 パターンに分類し、このうち最も被害が大きく首都の中枢機能に影響すると考えられる都心南部直下地震（M7・3）を防災対策を検討する中心に位置づけている。

「都心南部直下地震」の被害想定

※冬の夕方、風速 8 メートルの場合

※カッコ内は 2012 年の「東京湾北部地震」の想定

死者数	揺れ	3700 人（5600 人）
	火災	2500 人（4100 人）
	計	6100 人（9600 人）
負傷者	揺れ	8 万 3500 人（12 万 9900 人）
	火災	9900 人（1 万 7700 人）
	計	9 万 3400 人（14 万 7600 人）
建物被害	揺れ	8 万 2200 棟（11 万 6200 棟）
	火災	11 万 2200 棟（18 万 8100 棟）
	計	19 万 4400 棟（30 万 4300 棟）
避難者		299 万人（339 万人）
帰宅困難者		453 万人（517 万人）

・東京の弱点は「木密」　首都直下地震、燃えやすく・倒壊しやすく…

＜朝日新聞　2022 年 5 月 26 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ5T6RLGQ5SUTIL01P.html

首都直下地震に襲われると、東京都内ではどれほどの被害が生じるのか。10 年ぶりに見直された想定では、耐震化や木造密集地解消の進展を理由に、前回より被害は減るとされた。しかし死者数はなお、都内だけで阪神大震災に匹敵する。専門家はさらなる備えが必要と説く。

「これで安心というわけでは全然ない」

被害想定の見直し作業にあたった都防災会議地震部会長の平田直・東京大名誉教授（地震学）は、今回の想定結果についてそう語る。前回想定より倒壊棟数や死者数が 3 割減るなど被害規模の縮減が目立つが、「まだまだ都にも弱点がある。象徴的に言うならば、依然として『木密』があることだ」と強調した。

木造住宅密集地域を指す「木…

・首都直下被害想定、タワマンが新たな課題…エレベーター停止時の救出難しく
＜読売新聞　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220525-OYT1T50172/

[福島原発事故]
・東京電力が福島第一原発“処理水”の放出関連設備を来月着工へ
＜NHK　2022 年 5 月 26 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220526/k10013643581000.html
東京電力は、福島第一原子力発電所にたまる処理水を海に流す計画のうち、放出前の水をためる設備を来月上旬に着工することを決めました。地元の了解が必要な工事に向けて準備が進む一方で、処理水の放出による風評被害を懸念する声は地元や漁業者を中心に根強く、政府と東京電力が今後、計画をどのように進めるか、注目されます。
東京電力は、福島第一原発にたまり続けるトリチウムなどの放射性物質を含む処理水について政府の方針に従い、濃度を基準以下に薄めて原発のおよそ 1 キロ沖合から海に放出する計画を進めています。
こうした中、処理水をためる「立て坑」の一部で、海水で薄めたあとの水を入れる「上流水槽」という設備を来月上旬に着工することを決めました。
今後、福島県と地元自治体の了解を得たうえで、海底トンネル本体の設置など、工事を本格化させたい考えです。
一方で、処理水の放出による風評被害を懸念する声は地元や漁業者を中心に根強く、政府と東京電力が今後、計画をどのように進めるか、注目されます。

[原子力施設全般]
・原子力規制委、原電本店立ち入り　敦賀原発の審査中断後 2 回目
＜共同通信　2022 年 5 月 24 日＞　https://nordot.app/901646128856891392?c=39546741839462401
　日本原子力発電が、再稼働を目指す敦賀原発 2 号機（福井県）の審査資料を不適切に書き換えた問題を巡り、原子力規制委員会は 24 日、原電本店（東京都台東区）の立ち入り調査を始めた。25 日まで、資料作成の業務プロセスが改善できているか確認する。
　立ち入りは、問題を受けて規制委が 2021 年 8 月に審査を中断して以降、2 回目。
　敦賀 2 号機は原子炉建屋直下に活断層がある可能性が指摘されており、原電は断層の活動性を判断する上で重要なデータを書き換えていた。規制委によると、原電は資料作成に関する社内規定を見直し、新たに作成した資料を 21 年 4 月に提出した。
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r1VZ6sTpS36rfV09Y
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年５月 25 日版）
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ykllriVNwLXAT5BY
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1lV5sjlR3KncUAxY
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=f4WJOhQ5m657rZ3tY

[対策・予防]
◇省庁発表
・「水際対策に係る新たな措置について」HP を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9HdbkBtz_ov-di5Y
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=H-XpWnRZ-84bzcGNY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

○予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第 197 号）

［官報］　令和 4 年 5 月 25 日　号外　第 111 号　74 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220525/20220525g00111/20220525g001110074f.html

あらまし

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第 197 号）　（厚生労働省）
１　一二歳以上六〇歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象としないこととした。（附則第七項関係）
２　この政令は、公布の日から施行することとした。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御　名　　御　璽
令和 4 年 5 月 25 日
内閣総理大臣　　岸田　文雄

政令第 197 号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。
附則第七項中「十二歳未満の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。
一　十二歳未満の者
二　十二歳以上六十歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣　　後藤　茂之
内閣総理大臣　　岸田　文雄

○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 88 号）

［官報］　令和 4 年 5 月 25 日　号外　第 111 号　78～81 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220525/20220525g00111/20220525g001110078f.html

○厚生労働省令第 88 号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和 4 年 5 月 25 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附　則	**附　則**
第十七条　法附則第七条第一項に規定する厚生労働省	**第十七条**　法附則第七条第一項に規定する厚生労働省

令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ‐ＣｏＶ‐２）、コロナウイルス（ＳＡＲＳ‐ＣｏＶ‐２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）及び組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ‐ＣｏＶ‐２）ワクチンとする。	令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ‐ＣｏＶ‐２）及びコロナウイルス（ＳＡＲＳ‐ＣｏＶ‐２）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）とする。

様式第三を次のように改める。

様式第三（附則第十八条の二関係）　　―省略―

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正）

改　正　後	改　正　前
附　則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四　（略） 五　組換えコロナウイルス（ＳＡＲＳ‐ＣｏＶ‐２）ワクチンを二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する第一期追加接種及び附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　一・ハミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二　前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種	**附　則** （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四　（略） （新設） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する第一期追加接種及び附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の追加接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　一・ハミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二　前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種

の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法 三　前条第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法	の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法 （新設）
２　第一期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。	２　前項の追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条に規定する注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。
（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種） **第九条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種（次項において「第二期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した附則第七条第一項第一号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 二　附則第七条第一項第二号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法 ２　第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなす。	（新設）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（様式に係る経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。

・新型コロナワクチン　４回目接種後用のリーフレットを掲載しました。

＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1yOhkryRMwbTBTtFY

・武田薬品工業株式会社の新型コロナワクチンに関する情報を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V62hEjwRs4ZThb_FY

・ワクチン 4 回目接種開始　60 歳以上や持病ある人限定

＜共同通信　2022 年 5 月 25 日＞　https://nordot.app/901994228208435200?c=39546741839462401

新型コロナウイルスワクチンの 4 回目接種が 25 日、東京都江戸川区の高齢者施設で始まった。同日から各地で

順次実施される。感染した際の重症化予防が目的で、対象は60歳以上と、18～59歳で持病があるか、医師が重症化リスクが高いと認めた人に限定される。幅広い年齢層を対象としてきた3回目接種までから転換した。

使用するワクチンはファイザー製とモデルナ製で、3回目から5カ月以上の間隔を空ける。

4回目接種は欧米などで既に実施されており、先行するイスラエルの研究データを基に対象者を絞った。

◇マスク

・登下校はマスクなしで　文部科学省が通知

＜共同通信　2022年5月24日＞　https://nordot.app/901818578496061440?c=39546741839462401

文部科学省は24日、夏場は熱中症の恐れが強まるとして、児童生徒に対して登下校時にマスクを外すよう指導するといった新型コロナウイルス対策の留意事項を都道府県教育委員会などに通知した。

学校向けの衛生管理マニュアルで文科省が示している基準から変更はないが、政府が23日にまとめた対策指針「基本的対処方針」に屋内外でマスクを外せる状況が明記されたことを受け、改めて周知を図る。

通知では、小学生は自己判断でマスクを外すことが難しいため、教員が登下校時に積極的に呼びかけるよう要請。体育館やプールを含め、体育の授業でも不要だと説明した。

◇マスコミ報道　見出し

・新型コロナ　集中治療を受けた患者は「認知機能が20年分低下」

＜毎日新聞　2022年5月25日＞

https://mainichi.jp/premier/health/articles/20220524/med/00m/100/004000c

****

[3] *環境関連法改正情報*

◇環境関連法改正情報（2022年4月分）を更新しました

＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022年5月20日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/

****

[4] *農薬*

◇農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022年5月18日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220323039

◇農薬「ホスチアゼート」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022年5月18日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20220323041

****

[5] *食品安全衛生関係*

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（ウニコナゾールP、オキサチアピプロリン、カズサホス、ピリベンカルブ、フェナザキン、ブロフラニリド、ペンディメタリン）［令和4年5月20日生食発0520第1号］

＜厚生労働省　2022年5月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/000940831.pdf

生食発０５２０第１号
令和４年５月２０日

都道府県知事
各　保健所設置市長　殿
特別区長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 181 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第１　改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬ウニコナゾールＰ、農薬オキサチアピプロリン、農薬カズサホス、農薬ピリベンカルブ、農薬フェナザキン、農薬ブロフラニリド及び農薬ペンディメタリン

第２　適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
ウニコナゾールＰ	米（玄米をいう。）、てんさい、キャベツ、芽キャベツ及びいちご
カズサホス	ばれいしょ、ごぼう、ほうれんそう及びいちご
ピリベンカルブ	にんじん、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
ペンディメタリン	米（玄米をいう。）、小麦、ライ麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、西洋わさび、キャベツ、芽キャベツ、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、にんにく、えだまめ、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗（こう）を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、キウィー（果皮を含む。）、ひまわりの種子及び綿実

第３　運用上の注意

１　残留基準値関係

⑴　別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。

⑵　今回残留基準値を設定する「ウニコナゾールＰ」とは、ウニコナゾールＰ及び E-R 体【(E)-(R)-1-(4-クロロフェニル)-4,4-ジメチル-2-(1H1,2,4-トリアゾール-1-イル)ペンタ-1-エン-3-オール】の和とすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶　今回残留基準値を設定する「オキサチアピプロリン」とは、オキサチアピプロリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑷　今回残留基準値を設定する「カズサホス」とは、カズサホスのみとすこと。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑸　今回残留基準値を設定する「ピリベンカルブ」とは、農産物にあっては ピリベンカルブ及び代謝物Ｂ【メチル=[2-クロロ-5-(Z)-1-(6-メチル-2- ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】をピリベンカルブに換算したものの和をいい、魚介類にあってはピリベンカルブとする こと。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑹　今回残留基準値を設定する「フェナザキン」とは、フェナザキンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑺　今回残留基準値を設定する「ブロフラニリド」とは、ブロフラニリドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑻　今回残留基準値を設定する「ペンディメタリン」とは、ペンディメタリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

２　その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、農薬ウニコナゾールＰ、農薬オキサチアピプロリン、農薬カズサホス、農薬ピリベンカルブ及び農薬ペンディメタリンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 5 月 20 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=4&from_day=16&to=struct&to_year=2022&to_month=5&to_day=6&max=100

最新 3 週間（令和 4 年 4 月 16 日～令和 4 年 5 月 6 日）の海外情報

****

[6] ***解説動画サービス***

◇初心者向け GHS コンテンツとして、GHS と SDS・ラベルの関係性を解説した導入動画を NITE official チャンネルにて公開いたしました。

【4 分解説】GHS：SDS・ラベルとの関係とは？？

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2022 年 5 月 18 日＞　https://youtu.be/lvWgVoh35w8

◇GHS をご存知ない方もご理解いただけるように簡単な解説動画を作成しました。

SDS やラベル作成の初期教育等に是非ご活用ください。

〇GHS 学習コンテンツ

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2022 年 5 月 18 日＞　https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_training.html

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」(農薬等　(スピノサド等７品目）の残留基準の設定又は改正）及び「食品衛生法第 13 条第３項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案)」に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2022 年 5 月 16 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220028&Mode=0

[公募結果、意見募集結果]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」(農薬（ウニコナゾールＰ等７品目）の残留基準の改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2022 年 5 月 18 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210439&Mode=1

◇「ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直し案」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

＜環境省　2022 年 5 月 17 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195210081&Mode=1

[調査実施]

◇2023 年度外国人留学生担当者の連絡先確認調査について
＜文部科学省　2022 年 5 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggBac7ondbpq9bI

[統計資料]
◇最近の医療費の動向-MEDIAS-令和 3 年度 1 月号
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2yEtnrCdPwrfCTRJY

◇最近の医科医療費（電算処理分）の動向　令和 3 年度 1 月号
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=3yUpmrSZOw7bDTFNY

◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向　令和 3 年度 1 月号
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3F9zuDNb1qPWWIZY
****

[8] *その他省庁発表*

◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（法律第 51 号）

［官報］ 令和 4 年 5 月 25 日　号外　第 111 号　66～69 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220525/20220525g00111/20220525g001110066f.html

----> *末尾［付録］*

◇「地球観測・予測データの活用による SDGs への貢献　(中間とりまとめ)」を公表します
＜文部科学省　2022 年 5 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggBac7ondbpq9bF
https://www.mext.go.jp/content/20220520-mxt_kankyou-000022807_1.pdf
****

[9] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和４年度第１回運営委員会（ペーパーレス・Web 会議）の開催について　　６月８日
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=9w0BspyxEybzJRNlY
１．感染症定期報告について
２．血液製剤に関する感染症報告事例等について
３．献血血液等の研究開発等への使用に関する報告について
４．各調査会の審議結果について
５．その他

・薬事・食品衛生審議会（血液事業部会運営委員会）　　6 月 8 日
＜厚生労働省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_n1RmhF59IH0dqRY
１．感染症定期報告について
２．血液製剤に関する感染症報告事例等について
３．献血血液等の研究開発等への使用に関する報告について
４．各調査会の審議結果について
５．その他

・教育データの利活用に関する有識者会議(第 9 回)の開催について【WEB 会議】　　5 月 31 日
＜文部科学省　2022 年 5 月 25 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aggBac7ondbpq9bG
1. 教育データの分析・利活用について
2. 教育データ利活用に係る留意点について
3. その他

[関連講演会、講習会の開催案内]＊　　＊無料の物に限定。

・「NITE 講座　化学物質管理・特論編 ～反復投与毒性試験結果を理解するための病理講座～」の受講者募集を開始しました。

＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2022 年 5 月 18 日＞　https://www.nite.go.jp/chem/news/20220518.html

化学物質のリスク評価・リスク管理は、安全で安心できる社会の実現のために 不可欠です。今回は特に、毒性学的なエキスパートジャッジを得られない環境下で、反復投与毒性試験結果を利用したリスク評価や GHS 分類等を実施することが 必要となる企業等の化学物質管理担当者を対象とした、病理講座を実施いたします。

○日時：毎月第 1 又は第 2 火曜日 14:00～17:00（3 時間×全 10 回）

○実施形態：Zoom ウェビナーによるオンラインセミナー

○定員：30 名　※定員を超えるご応募があった場合、抽選とさせていただきます。

○締切：5 月 31 日（火）

****

[10] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・北海道における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について（斜里町及び羅臼町）

＜環境省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/111143.html

・北海道における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 73、99 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について（えりも町）

＜環境省　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.env.go.jp/press/111142.html

---

◇*その他*

・「雨水ドリンク」販売を計画　梅雨期に採取、味は 3 種類　福井工大

＜朝日新聞　2022 年 5 月 25 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ5S6WWJQ5LPISC00L.html

雨水の水資源としての活用を研究する福井工業大の笠井利浩教授（サステイナビリティ学）の研究室は、雨水ドリンクの実用化に取り組む。今年の梅雨時期に雨を採取して製造し、初めて販売も計画している。研究に協賛する企業を募っており、金融機関や住宅関連会社など県内外の十数社から申し込みがあるという。

笠井教授は、地球温暖化の影響で渇水になったり、大地震などの災害で水道施設が使えなくなったりした場合でも、雨水を利用することで、防災力の向上につながる研究に取り組む。

昨年 6 月、キャンパス内で雨水 300 リットルを採取。福井市内の清涼飲料水メーカー「北陸ローヤルボトリング協業組合」の協力で、国内で初めての雨水のサイダーとソーダ（炭酸水）を試験的に製造した。同 10 月には約 500 リットルを採取して独自に開発した浄化装置で処理し、250 ミリリットル瓶のサイダーとソーダを各 600 本、ウォーター（飲用水）を 300 本つくり、関係者に配られた。

水質は食品衛生法に基づく 45 項目の基準を全てクリア。販売可能な品質で製造できる工程を確立した。

今年は 6～7 月に天候の状況を見極めて 2 千リットルを採取し、計約 7 千本を製造する計画だ。多量の雨水を浄化するため、装置のミクロフィルターの処理能力を 4 倍にするほか、紫外線殺菌の能力も 4 倍に増強する。

■秋には一般向け販売も…

****

[付録]

◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（法律第 51 号）

［官報］　令和 4 年 5 月 25 日　号外　第 111 号　66～69 頁　　*上記［7］関係*

https://kanpou.npb.go.jp/20220525/20220525g00111/20220525g001110066f.html

あらまし

◇国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（法律第 51 号）（文部科学省）

１　目的

この法律は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学（４の㈠の認定を受けた大学をいう。以下同じ。）の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成等について定め、もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

２　大学における教育及び研究の特性への配慮

国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならないこととした。（第二条関係）

３　基本方針

㈠　文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとし、基本方針には、次に掲げる事項を定めることとした。（第三条第一項及び第二項関係）

⑴　国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項

⑵　４の㈠の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項

⑶　５の㈠に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての認可に関する基本的な事項

⑷　７に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

⑸　科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

⑹　その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

㈡　文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないこととした。（第三条第四項関係）

４　国際卓越研究大学の認定

㈠　大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができることとした。（第四条第一項関係）

㈡　文部科学大臣は、認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の⑴から⑺までのいずれにも該当していると認めるときは、その認定をすることとした。（第四条第三項関係）

⑴　国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

⑵　経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

⑶　先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

⑷　大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

⑸　国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

⑹　研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

⑺　国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

㈢　文部科学大臣は、国際卓越研究大学が㈡の⑴から⑺までのいずれかに該当しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができることとした。（第四条第六項関係）

5　国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等

㈠　国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画（以下「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができることとし、国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととした。（第五条第一項及び第二項関係）

⑴　研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標

⑵　目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期イ国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実ロ優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動ハ国際的に卓越した能力を有する研究者及び技術者等の確保ニ技術者等の育成に資する活動ホ研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

⑶　事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

⑷　その他文部科学省令で定める事項

㈡　文部科学大臣は、認可の申請があった場合において、国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の⑴から⑶までのいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をすることとした。（第五条第三項関係）

⑴　基本方針に適合するものであること。

⑵　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

⑶　当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。

6　機構の業務の特例

機構は、認可設置者（５の㈠の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者をいう。以下同じ。）が設置する国際卓越研究大学に対する５の㈠の⑵のハからホまでに掲げる事業に関する助成等の業務を行うことができることとした。（第六条関係）

7　機構の助成

機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、８に規定する実施方針に従って、認可計画（５の㈠の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画をいう。同計画の変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に記載された事業に関する助成（以下「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。）を行わなければならないこととした。（第七条関係）

8　国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針

機構は、基本方針に即して、実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととした。（第八条第一項関係）

9　定期報告等

認可設置者は、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならないこととし、文部科学大臣は、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとした。（第九条及び第一〇条関係）

10　認可計画の認可の取消し

文部科学大臣は、認可計画が５の㈡の⑴から⑶までのいずれかに該当しなくなったと認めるとき等は、認可を取り消すことができることとした。（第一一条第一項関係）

11　国の援助

国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言等を行うこととした。（第一二条関係）

12　検討

政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二〇年法律第六三号）第四九条の趣旨を踏まえて国立大学法人の経営管理体制に係る改革を早急に進めることとした。（附則第三条関係）

13　国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正

機構は、６に規定する業務を行うものとするとともに、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、実施方針に従って、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う業務と、６に規定する業務を一体的に実施しなければならないこととした。（附則第四条関係）

14　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和４年５月 25 日

内閣総理大臣　　岸田　文雄

法律第 51 号

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。第三条第二項第五号において同じ。）の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本的な方針の作成、国際卓越研究大学（第四条第五項に規定する国際卓越研究大学をいう。以下この条において同じ。）の認定、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）による助成等について定め、もって科学技術の水準の向上並びに学術及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（大学における教育及び研究の特性への配慮）

第二条　国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならない。

（基本方針）

第三条　文部科学大臣は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の

研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義及び目標に関する事項

二　次条第一項の国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学であることの認定に関する基本的な事項三第五条第一項に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画についての同項の認可に関する基本的な事項

四　第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、機構が遵守すべき基本的な事項

五　科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

六　その他国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

３　基本方針は、科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定する科学技術・イノベーション基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

４ 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

５ 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、当該基本方針を公表しなければならない。

（国際卓越研究大学の認定）

第四条　大学の設置者は、申請により、当該大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれるものであることの文部科学大臣の認定を受けることができる。

２　前項の認定を受けようとする大学の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも該当していることを証する書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　認定を受けようとする大学の設置者の名称及び主たる事務所の所在地

二　認定を受けようとする大学の名称及び所在地

三　その他文部科学省令で定める事項

３　文部科学大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その申請に係る大学が次の各号のいずれにも該当していると認めるときは、その認定をするものとする。

一　国際的に卓越した研究の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

二　経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績として文部科学省令で定めるものを有していること。

三　先端的、学際的又は総合的な研究の実施に係る教員組織及び研究環境が整備されていることその他研究の体制が国際的に卓越した研究を展開するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

四　大学の研究成果の提供を受けて当該成果を実用化しようとする民間事業者との連携協力のための体制が確保されていることその他研究成果の活用の体制が研究成果の経済社会における活用を促進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

五　国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新たな事業の創出の動向、社会の要請その他の大学を取り巻く状況を踏まえて研究及び研究成果の活用に必要な資金及び人材の確保及び配分並びに知的財産権の取得及び活用を行う体制が構築されていることその他運営体制が研究及び研究成果の活用を計画的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。

六　研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行との役割分担が適切に行われていることその他業務執行体制が研究及び研究成果の活用を組織的に推進するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合していること。七国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を持続的に発展させるために必要な財政基盤として文部科学省令で定めるものを有していること。

４　文部科学大臣は、第一項の認定をしようとするときは、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。

５　文部科学大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた大学（以下「国際卓越研究大学」という。）の名称その他文部科学省令で定める事項を公表しなければならない。

６　文部科学大臣は、国際卓越研究大学が第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、第一項の

認定を取り消すことができる。

７　第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可等）

第五条　国際卓越研究大学の設置者は、当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化を目的とする次項第二号イからホまでに掲げる事業の実施に関する計画（以下この条において「国際卓越研究大学研究等体制強化計画」という。）を作成し、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に提出して、その認可を受けることができる。

２　国際卓越研究大学研究等体制強化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究及び研究成果の活用のための体制の強化の目標二前号の目標を達成するために行う次に掲げる事業の内容、実施方法及び実施時期

イ　国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

ロ　優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動

ハ　国際的に卓越した能力を有する研究者及び研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者その他の文部科学省令で定める人材（ニにおいて「技術者等」という。）の確保

ニ　技術者等の育成に資する活動

ホ　研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

三　前号イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四　その他文部科学省令で定める事項

３　文部科学大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、その申請に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認可をするものとする。

一　基本方針に適合するものであること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること。

４ 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならない。

５ 文部科学大臣は、第一項の認可をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画の概要を公表しなければならない。

６　第一項の認可を受けた国際卓越研究大学の設置者（以下「認可設置者」という。）は、当該認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

７　第三項から第五項までの規定は、前項の規定による変更の認可について準用する。

８　認可設置者は、第一項の認可に係る国際卓越研究大学研究等体制強化計画（第六項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。以下「認可計画」という。）に従い、第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施しなければならない。

（機構の業務の特例）

第六条　機構は、次に掲げる業務を行うことができる。一認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、前条第二項第二号ハからホまでに掲げる事業に関する助成を行うこと。二前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（機構の助成）

第七条　機構は、認可設置者が設置する国際卓越研究大学に対し、次条第一項に規定する実施方針に従って、認可計画に記載された第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業に関する助成（次条第一項において「国際卓越研究大学研究等体制強化助成」という。）を行わなければならない。

（国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に関する方針）

第八条　機構は、基本方針に即して、文部科学省令で定めるところにより、国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針（以下この項及び第三項において「実施方針」という。）を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならな

い。実施方針を変更しようとするときも、同様とする。

２　文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

３　機構は、第一項の認可を受けたときは、その実施方針を公表しなければならない。

（定期報告）

第九条　認可設置者は、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告しなければならない。

（報告又は資料の提出）

第十条　文部科学大臣は、認可計画の円滑かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、認可設置者に対し、認可計画の実施状況に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

（認可計画の認可の取消し）

第十一条　文部科学大臣は、認可設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の認可を取り消すことができる。

一　認可計画が第五条第三項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。

二　第五条第六項の規定による認可を受けないで認可計画を変更したとき。

三　認可計画に従って第五条第二項第二号イからホまでに掲げる事業を実施していないと認めるとき。

四　第九条の規定に違反したとき。

五　前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

２　第五条第四項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。

３　文部科学大臣は、第一項の規定による認可の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（国の援助）

第十二条　国は、認可設置者に対し、認可計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の援助を行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　文部科学大臣は、基本方針を定めるために、この法律の施行の日前においても、関係行政機関の長に協議し、及び総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴くことができる。

（検討）

第三条　政府は、我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出（第一条に規定するイノベーションの創出をいう。）を推進するためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、研究及び研究成果の活用のための体制を強化することに加え、研究及び研究成果の活用をより効率的かつ持続的に推進することができるように大学の経営管理体制の強化を図ることが重要であることに鑑み、教育及び研究に必要な資金、人材等の資源の確保及び配分その他の大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に多様な専門的知見を有する者の参画を得られるようにするため、大学を設置する法人の機関の権限や構成の在り方、人材の確保の方策等について検討を行い、その結果に基づき法制上の措置その他の必要な措置を講じ、特に科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第四十九条の趣旨を踏まえて国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の経営管理体制に係る改革を早急に進めるものとする。

（国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正）

第四条　国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第十条第三項中「第二十三条第五号」を「第二十三条第一項第五号」に改める。

第十八条中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第十二号」を「同項第十二号」

に、「同条第五号」を「同項第五号」に改め、「限る。）」の下に「並びに同条第二項に規定する業務」を加える。

第二十三条に次の二項を加える。

２ 機構は、前項の業務のほか、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）第六条に規定する業務を行う。

３ 機構は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律第七条に規定する国際卓越研究大学研究等体制強化助成の業務を行うに当たっては、同法第八条第一項に規定する実施方針に従って、第一項第六号に掲げる業務と前項に規定する業務（同法第六条第二号に掲げるものを除く。第三十二条第三項において「特別助成業務」という。）を一体的に実施しなければならない。

第二十五条第一項中「第二十三条各号」を「第二十三条第一項各号」に改める。

第二十七条第一項中「第二十三条第六号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「助成業務」という。）」を「助成業務（第二十三条第一項第六号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項に規定する業務をいう。以下同じ。）」に改める。

第三十一条第一項第三号中「第二十三条第七号」を「第二十三条第一項第七号」に改める。

第三十二条第三項及び第七項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号」に改め、「掲げる業務」の下に「及び特別助成業務」を加え、同条第八項中「第二十三条第六号」を「第二十三条第一項第六号に掲げる業務及び特別助成業務」に改め、「「前条第一項第四号」の下に「に掲げる業務」を加える。

第四十二条第二号中「第二十三条」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。第七十三条の四第一項第十八号及び第三百四十九条の三第二十項中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第六条 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。第七条第一項第六号中「の規定」を「及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の規定」に改め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

２ 文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を科学技術・学術審議会の委員に任命することができる。

３ 前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理し、科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

総務大臣　金子　恭之
文部科学大臣　末松　信介
内閣総理大臣　岸田　文雄

◇「復興のために学問を」　オンライン講義を再開したキーウの大学

＜毎日新聞　2022 年 5 月 24 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220523/k00/00m/030/213000c

ウクライナの首都キーウ（キエフ）にあるキーウ国立工科大（KPI）の一部学部がオンライン講義を再開した。ロシア軍との戦闘は断続的に続いている。学生や大学職員に死者が出ているほか、激戦地の南東部マリウポリなどで行方不明になったまま安否が確認できない学生もいるという。なぜ戦火の中で講義を再開したのか。この大学のミコラ・プシカル准教授（35）とその学生たちに話を聞くと、「戦後の復興」という希望を口にした。【和田浩明】

予想しない戦火

一部学部で講義を再開したキーウ国立工科大は学生約 2 万 5000 人のウクライナ屈指の理系高等教育機関だ。

プシカルさんは電力工学・自動化学部に所属。発電や電力網などエネルギー分野を担当する。ロシア侵攻前の2月初めから新型コロナウイルス感染症の拡大で対面での講義からオンラインに切り替えていた。担当する学生は18～25歳の約800人。4割がキーウ出身、6割が地方出身で、故郷に戻っていた学生もいたという。

2月24日、ロシア軍のウクライナ侵攻が始まった。プシカルさんは「教員も予想していなかった。当初はどうやって家族を安全な場所に逃がすかで頭がいっぱいの人が多かった」と振り返る。

職員の中には、占領したロシア軍が住民を拷問、虐殺したり性的に虐待したりしたとされるキーウ西方の町ブチャに住んでいた人もいた。

ある職員は侵攻2日目に退避して命は助かったが、家を焼かれた。別の男性職員は3月半ば、首都西部オボロン地区で就寝中、ロシア軍のミサイルが着弾して死亡した。

大学近くでも戦闘

大学近くでもロシア軍とウクライナ軍の戦闘が発生した。銃弾が建物のガラスを直撃。キャンパスから300メートル付近にミサイルが着弾したこともあったという。学生、職員たちは退避を強いられた。国内の比較的安全な地域に逃れたり、国外に脱出したりした人もいる。

散り散りになった学生たちに連絡を取ってみた。エストニアの首都タリンに母親らと脱出した同大学生のアナスタシア・ホレンコさん（19）は「早くウクライナに戻って、地域防衛隊で警備をしている父に会いたい」と語った。日本のアニメ「進撃の巨人」のファンで「いずれ日本に行きたい」と笑顔も見せた。

学業を中断してウクライナ陸軍や地域防衛隊に志願した学生もいた。電力工学部の学生は少なくとも18人。戦闘地域での監視業務や情報収集をする無人機操縦を担当している学生もいる。うち2人が戦闘で死亡、1人はキーウ北方で行方不明になっている。大学職員も数人が防衛任務に就いているといい、大学全体が「戦時体制」入りした形だ。

大学の地下室は退避壕（ごう）になっている。地下室からインターネットに接続できるよう無線アンテナも取り付けられているという。

戦火で家を失い、故郷に帰ることができず学生寮で生活を続ける学生もいる。退避してきた家族が身を寄せる事例もあるといい、大学や学生団体が食料や衣類などを支援している。

「学生団体が、両親が戦争で死亡した学生が帰郷して埋葬ができるよう寄付を募ったり、軍に参加する学生に不足しているヘルメットや防弾装備を送ったりすることもある」とプシカルさん。生き延びるために皆で支え合っているという。

学生から「講義再開を」の声

3月下旬、ロシア軍との戦闘が膠着（こうちゃく）状態になってきたころ、教員らは学生たちにオンラインでの講義再開を望むか聞いてみた。すると、95％が希望すると回答した。「多くの学生が、地下壕で空襲警報を聞いたり戦争のニュースを読んだりするより、講義に戻りたいと言ってくれたんです」

教授陣は、今年最終学年を迎える学部生や大学院生に対しては、可能なら講義を完了して最終試験を行い、卒業させたいと考えた。プシカルさんは「戦争で（試験を）休んでしまえば学生は1年を失う。それは避けたい」と話す。

ロシア軍の侵攻後、国内各地で送電網や施設が破壊された。北部のチェルノブイリ原発や南部ザポロジエの原発もロシア軍の標的になり、戦闘に巻き込まれた。プシカルさんは「エネルギー分野の技師などの中には軍務に就いた人、亡くなった人もいます。施設の修理に必要な人材を供給するためにも、講義を再開しようと決めました」と説明する。

電力工学部の教授陣や技師らは講義や実験を動画で撮影して学生向けに配信。すでに学生の9割以上がオンライン講義を受講しているという。

一方、戦災で講義に必要なノートパソコンを失った学生や教員も少なくないという。「スマートフォンで受講するのは難しい。パソコンは高価。支援が必要です」。プシカルさんは戦後復興などを視野に入れた日本との関係強化に期待する。大学間の協力協定を結ぶ芝浦工業大はキーウ国立工科大の学生向けに4月11日から英語のオンライン講義を配信し、4月末までに6人が受講した。

マリウポリで行方不明の学生も

オンライン講義が再開されても危険がなくなるわけではない。ロシア軍の激しい包囲戦にさらされた南東部の

工業都市マリウポリの実家に避難した学生のビクトリア・リセンコさん（19）が最後にオンライン講義に参加したのは4月6日だ。「（電子機器を制御する）マイクロコントローラーのプログラミング」に関する課題をオンラインで提出した後、連絡が途絶えているという。

「すでに私の学生2人が亡くなっている。彼女は無事でいてほしい」。プシカルさんはそう祈った。その後、両親らから「家の地下室にいた娘は、ロシア軍の爆撃で生き埋めになった」と…

********** 以上 **********